

「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表」の改定について ～ お 知 ら せ ～

令和3年2月
山 口 県

工事成績評定において、評価の基準となる「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表」を改定したので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 適用基準日

令和3年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

ただし、条件付き一般競争入札（事前審査方式）で入札参加者から見積を徴収する場合は、令和3年4月1日以降、入札参加資格審査結果を通知するものに適用する。

2. 対象工事

土木工事を対象とする。

3. 主な改定点

- (1) 出来形の評価方法の運用の見直し
「維持修繕工事」、「災害応急対策工事」、「撤去工事」等、測定値のばらつきを確認できない工種の判断基準を追加した。
- (2) 書類の簡素化の取組みへの対応
書類の作成に係る評価対象項目の記載内容を見直した。
- (3) 工事特性の対応事項の追加
災害発生直後の緊急的な対応が必要な工事や維持修繕工事を評価する事項を追加した。
- (4) 創意工夫の工夫事項の追加
担い手確保に向けた取組みを評価する事項を追加した。
- (5) 品質を評価する考査項目別運用表の工種等の見直し
工種の統廃合及び評価対象項目の記載内容を見直した。
- (6) 社内の管理基準の考え方の見直し
社内の管理基準の設定、管理の方法を見直した。

※詳細については、山口県技術管理課ウェブサイトの「監督・検査・評定関係」
(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/kennsa/kennsa.html>)
を参照ください。